傍聴要領

久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検討委員会

1 傍聴する会議の手続

- (1) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従って会議場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するにあたって守るべき事項に違反したとき は、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があ ります。
- 3 会議を傍聴するにあたって守るべき事項 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示 威的行為をしないこと。
 - (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。 ただし、久喜市(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備検 討委員会会長が特別の理由により承認した行為については、この限り でない。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。